

一 九世紀前半のバイエルン王国における営業制度

谷 口 健 治

【要約】 ドイツ史において一九世紀初頭は身分制社会から近代社会・近代国家への転換期に当たっている。プロイセンにおいてはこの時期にシュタイン・ハルデンベルクの改革が行われ、身分制社会からの脱却が図られた。同じように南ドイツのバイエルンにおいてもモンジュラの主導する内政改革によって新しい社会や政治の仕組みが生み出された。その中で営業制度にも変革の手が加えられ、営業の自由の導入こそ見送られたものの、それまで手工業の世界を支配していたツンフトは官僚の強い統制の下に置かれるようになった。更にバイエルンにおいては一八二五年にツンフトは国家の手で新しい営業団体に再編成された。本稿においては、モンジュラ改革やその後のツンフトの改組によって誕生したバイエルンの営業制度がどのような内容を持っていたのかを整理し、それが一九世紀前半の手工業の発展にどのような影響を及ぼしたのかを検討することにした。史林 七七巻二号 一九九四年三月

はじめに

一八世紀後半に入ると、ケネーの重農主義やアダム・スミスの経済思想の普及によって、中世以来ヨーロッパの経済生活を規制していた手工業者の同業組合を廃止して、営業の自由を導入し、経済活動の振興を図ろうという考えが次第に力を持つようになった。一七七六年に行われたフランスの財務総監チュルゴによる同業組合廃止の試みは手工業者の抵抗に逢って失敗に終わったが、革命勃発後の一七九一年に営業鑑札制度が導入され、同業組合など一切の営業団体が廃止されると、フランスにおける営業の自由はもはや動かし難いものとなった。

営業の自由はやがてドイツにも影響を与える^①。ドイツで最初に営業の自由を保証し、ツンフトを廃止する措置が取られ

たのは、一七九四年以来フランスの占領下にあったライン左岸地方においてである。更に一八〇七年にナポレオンの一族の支配するベルク大公国、ウエストファリア王国が誕生し、一八一〇年に北ドイツの北海沿岸からリュベックに至る一帯がフランスに併合されると、これらの地方にも営業の自由が導入された。また一八一〇年には、ドイツの大国プロイセンが内政改革の一環として営業の自由の導入に踏み切った。これ以後プロイセンにおいては、フランスと同じように、営業税を支払って営業鑑札を受けるだけで手工業を営むことが可能となった。ただし、フランス型の営業の自由とは異なつて、ここではツンフトの解散は強行されず、同業組合は任意加入制の団体として存続することになる。その他のドイツ諸国においてもこの時期に中央政府のツンフトに対する規制は著しく強化された。

ところが、一八一三年にナポレオン体制が崩壊すると、ドイツでは営業制度に関しても一種の揺れ戻しが起きる。フランスに併合されていたリュベック、ハンブルク、ブレーメンでは都市自治の復活とともにツンフト制度が再建された。またウエストファリア王国の跡地に再興されたハノーファー王国とヘッセン選帝侯国においてもツンフト制度の復活が試みられた。しかし、長らくフランスの影響下にあったライン左岸一帯では営業の自由が生き残ることになった。ドイツでは、ナポレオン体制の崩壊によってこのような修正を施された営業制度がその後根本的な変化を蒙ることなく一八四八年革命の時代まで続くことになる。

以上の経緯からも明らかなように、三月前期のドイツの営業制度には全体として何の統一性も見られなかった。一方の極には、ハンブルクなど四つの自由都市のツンフト制度があり、他方の極にはライン左岸のフランス型の営業の自由があった。その他のドイツ諸国の営業制度はこの両極の間のどこかに位置を占めていた。フランス型に近かったのはプロイセンの営業制度である。ただし、プロイセンはナポレオン体制崩壊後に獲得した領土にはこの制度を適用せず、ライン州とヴェストファーレン州ではフランス型の営業の自由を維持する一方、ザクセン州やポーゼンなどでは古いツンフト制度を認める措置を取った。プロイセン全土の営業制度が統一されるのは一八四五年になってからである。一方、旧型のツンフ

ト制度に近い営業制度を採用していたのはハノーファー王国である。ここでは古い領邦権力の再建とともにウェストファリア王国時代の法律は一掃され、各地でツンフトが息を吹き返した。ただし、ここでも工場の設立などがツンフトの意向によって左右されることはもはやなかった。

中部ドイツ、南ドイツの中小国家の多くは古いツンフト制度と営業の自由の中間に位置する営業制度を取っていた。これらの諸国においてもハノーファーの場合と同じようにツンフト制度が存続していたが、ツンフトの活動には法律や政府の行政上の措置によって極めて厳しい制限が課されていた。これらの諸国では、社会的混乱を恐れて営業の自由の導入は見送られていたものの、当局の統制によってツンフト制度には空洞が生じており、ツンフトの影響を受けずに手工業を営む余地もかなり大きかったのである。中部ドイツ、南ドイツに広がるこの中間的な形態の営業制度は、三月前期にはプロイセンの営業の自由と並んでドイツにおける営業制度のもう一つの重要な類型を表していた。しかし、プロイセンの営業制度がドイツに営業の自由を導入したものととして重視されるのに対して、このタイプの営業制度はツンフト制度から営業の自由への移行期の単なる過渡的的制度として取り扱われることが多い。^②

確かに、営業制度史の流れから言えば、このタイプの営業制度を過渡的なものと位置づけることは誤りではないし、実は当時の政策担当者の中にもこの制度を営業の自由に移る前の暫定的なものと見なす意識があった。しかし、三月前期の手工業との係わりを考える場合には、ドイツの手工業者のおよそ半分を制度的に規制していたと思われるこのタイプの営業制度を単なる彌縫的的制度として等閑に付すわけにはいくまい。そこで、本稿においては南ドイツの有力国家バイエルンを例に取ってこの中間的タイプの営業制度の概要とその下での手工業の様子を検討することにした。ただし、バイエルンの場合には中央政府の統制が強力で、一八二五年にはツンフトが「営業協会」と呼ばれる全国一律の商工業団体に編成替えされており、この点から言えばバイエルンの状態はこのタイプの営業制度の典型的な事例とは言い難いことを予め断りしておく。

① ドイツ各地の三月前期の営業制度については vgl. Simon, M., *Handwerk in Krise und Umbuch. Wirtschaftliche Forderungen und sozialpolitische Vorstellungen der Handwerksmeister im Revolutionsjahr 1848/49*, Köln und Wien 1983, S. 26-56.

② 例えば、カウフホルトは「プロイセンを」自らの決定によつて「フランスの圧力なして、営業の自由に移した最初のドイツ国家」と呼んで重視している。Kaufhold, K. II., *Gewerbefreiheit und gewerbliche Entwicklung in Deutschland im 19. Jahrhundert*, in: *Blätter für deutsche Landeskunde*, Jg. 118, 1982, S. 86.

I

一八世紀末から一九世紀初めにかけての時期には、フランス革命の影響を受けてドイツにおいても各地で国家機構や社会体制の転換が試みられた。一七九九年にプアルツ・ツヴァイブリュケン家のマクス・ヨーゼフがバイエルン選帝侯領を相続し、モンジュラ男爵（後に伯爵）を中心的大臣として起用すると、バイエルンにおいても近代国家建設を目指した内政改革の時代が始まった^①。

モンジュラの内政改革は多方面にわたっており、その中には中央官庁の省への再編、官僚層の立場の強化、国民への課税の平等化、新しい地方行政区画の導入、内国関税制度の廃止など早くから計画が立てられていたものも数多く含まれている^②。しかし、ここで取り上げる営業制度の改革に関しては、事前の計画性は殆ど見られず、問題が生じた箇所へ政府の介入が行われたにすぎなかった^③。

営業制度の改革がこのような対症療法の積み重ねに終始したのは、実は政府部内であるべき営業制度についての意見が纏まらなかつたからである。もちろん、合理的で効率的な経済活動を保証しようという政府の基本政策に抵触するようなツンプトの特権を削り取っていくことに異議を唱える者はいなかつた。また社会の社团的編成を廃して国家に公権力を集中するという立場から言えば、ツンプトが自律的に裁判権や警察権を行使することは許容し難いという点についても異なる者はある者ではなかつた。しかし、ツンプトを全面的に廃止して、営業の自由を導入すべきか否かについては考えが分かれた

のである。

一八〇九年になると、営業制度についての方針の固まらない政府は判断材料を得ようと管区派遣長官（県知事に相当）に管内の産業の状態に関する調査を命じ、合わせて営業の自由導入の是非についても意見を求めた。しかし、ここでも政府高官の間の考え方の違いが露になった。九人の派遣長官のうち五人はツンフト制度の廃止に賛成であったが、残りは国家の強い監督の下でツンフト制度を存続させることを主張したのである。しかも、ツンフト廃止賛成派も完全な営業の自由を認めることには問題があるという姿勢を示した。^④

この一八〇九年に始まった全国的な産業調査は「モンジュラ統計」と呼ばれる資料を生み出した。しかし、ツンフトの存廃に関する政府の態度決定には繋がらなかった。やがて一八一三年にはドイツにおけるナポレオン体制は崩壊し、一八一七年の初めにはモンジュラも失脚して、営業制度については最終的な結論を得られないまま、バイエルンの内政改革時代そのものが終末を迎えるのである。

モンジュラ時代の営業制度の改革には、このように営業の自由を導入するか否かという枢要の問題で不明確な所があり、計画性、体系的性が欠けていた。しかし、内容から言えば、ツンフト制度が手工業者の生活の様々の側面に係わる多機能性を備えていたこともあって、改革は広い範囲に及んでいた。

もちろん、改革事業の中にはツンフトの自律的な活動を抑えるために既に一八世紀の領邦政府が講じていた措置を継承したものも含まれていた。ツンフトの裁判権や警察権を取り上げたり、ツンフト同士の連絡を禁止したりする命令はその代表的なものである。こうした命令は当然のことながら新しく獲得した領土にも適用された。^⑤

その一方で、モンジュラ政府は営業制度を改善するための新しい政策をも打ち出した。それらを幾つかの項目に纏めてみれば、次のようになる。

- (i) モンジュラには、政権に就く以前から内国関税を廃止して国境内に統一的経済圏を生み出すという構想が見られた。

一七九九年にバイエルンの政権を担うことになったモンジュラはその年の一二月に早くも暫定的な関税条令を出して、国内の商取引の自由化を目指すこと、将来どのような種類の独占も許容しないことを明らかにしている。^⑥

ところが、手工業にはこうした統一的经济圏の構想に反する二種類の独占的販売権が存在していた。一つは、一定の地域に住む消費者や取引業者に特定の生産者からの商品購入を義務づける個々の職種の専売権である。一八世紀末のバイエルンにはこの種の専売権がかなり普及していた。重要なものだけでも、ビール醸造業、パン屋、肉屋、蠟燭製造業、鏡板製造業、風呂屋、鍛冶屋などの専売権があった。^⑦

改革は、その中でも最も広く普及していたビール醸造業の専売権に対する攻撃を手初めに始まった。前述の暫定的関税条令が出された直後の一七九九年十二月二〇日政府はビール醸造業の専売権の廃止を命じた。これによって、すべての酒場の主人は国内の随意のビール醸造所からビールを購入することが可能となった。家庭の飲料を調達する場合にもはや特定の醸造所や酒場に縛られる必要はなかった。^⑧ 続いて一八〇一年四月一日にはパン屋の専売権が廃止された。また一八〇二年一月二二日には飲食店の主人が持っていた結婚披露宴の強制権が廃止され、希望する者は披露宴を自らの家でも行うことができるようになった。更に一八〇四年三月一六日には一般的に手工業者が自ら居住する地方裁判区（郡に相当）を越えて営業活動を行うことが認められ、それと同時に外科医と風呂屋の専売権も廃止された。^⑨

こうした個々の職種の専売権と並んで、都市の手工業が全体として享受していた専売権にも攻撃の手が加えられた。ヨーロッパでは中世以来都市と農村の法的な区分が厳格で、農村部では限られた職種の手工業にしか営業は認められず、また農村手工業が都市とその周辺で営業活動を行うことも禁止されていた。バイエルン選帝侯領においては農村部での手工業者の活動に対する規制は緩やかであったが、農村の手工業者が都市で商品を販売することに対してはやはり高い障壁が設けられていた。^⑩ モンジュラ政府は、都市への食料供給の増加を計るという意図もあって、このような都市の手工業全体の専売権にもメスを振ったのである。先ず一八〇〇年一月一四日に政府は外部からミュンヘン市内に肉とパンを持ち込ん

で販売することを許可した。続いて一八〇二年二月六日には一般的に農村の手工業が都市で営業活動を行うことを認める措置が取られた。こうして長い歴史を持つ都市手工業の排他的販売権も姿を消すことになったのである。^⑩

もっとも、専売権の問題がこれらの措置ですべて片づいたわけではなかった。職種や地域によっては専売権はその後も残存し、また新しく付け加わった領土にもこれらの措置を適用する必要があった。従って、政府はこの後も問題が生じるたびに個々の職種、あるいは新領土を含む個々の地域に対して特権の消滅を通告する作業を繰り返さなければならなかった。一例を挙げれば、一八〇九年八月四日には、手工業者に自分の居住する地方裁判区(郡に相当)以外においても営業活動を行うことを認める前述の一八〇四年三月一六日の命令の内容が繰り返されるとともに、場所によってなお残存していた製粉業の専売権を排除するため、製粉業者が国内のどこから注文を受けてもよいことを改めて確認する命令が出されている。^⑪

こうしたモンジュラ政府の一連の命令によって、手工業者は居住地に係わりなくバイエルン国内のあらゆる場所に商品とサーヴィスを提供し、消費者も居住地に係わりなく国内のあらゆる手工業者からこれらを購入することが法律の上では可能となったのである。

(ii) ドイツには古くから「技能は相続できない」という諺があった。^⑫しかし、この諺とは裏腹に、現実には手工業の営業権の一部は利権化し、売買や相続の対象となっていた。手工業のこのような利権化した営業権を物件的営業権と呼ぶ。物件的営業権には不動産付属営業権と狭義の物件的営業権の二つの種類があった。不動産付属営業権とは、手工業が営まれる土地や家屋に付着した営業権で、不動産と切り離して売買したり、相続したりすることはできなかった。一方、狭義の物件的営業権の場合には単独での売買や相続が可能であった。一八世紀後半に入るとバイエルンではこうした物件的営業権が著しく増加し、中にはミュンヘンのように不動産付属営業権と狭義の物件的営業権を合わせて、営業権の四分の三が利権化するという所も現れた。^⑬

モンジュラ政府は、当然、手工業におけるこうした利権化した営業権を政府の経済政策に対する、また経済活動それ自体に対する重大な阻害要因と見なした。しかし、前述の専売権の場合とは異なって、物件的営業権に対しては、政府は敢えて廃止を通告しようとはしなかった。というのは、物件的営業権には個々の手工業者が金を支払って取得しているという事情があり、個人の所有権を尊重する建て前上、補償なしにこれを廃止することは不可能だったからである。

そこで、政府が選んだのは厳しい法的規制を課して物件的営業権を容易に他人に譲渡できないものにし、金銭的価値をゆっくり消滅させるという方法であった。政府は先ず一八〇三年一月五日にミュンヘンを対象に物件的営業権の移転を制限する命令を出した。これによって、物件的営業権を他人に譲渡する場合には、当局の承認が必要となり、譲渡する側は譲渡後の生活能力を備えていることを、譲渡される側は手工業を営む資質と財力を備えていることを証明しなければならなくなった。これ以外の形で物件的営業権を売買したり、質入れしたり、相続したり、競売したりすることは禁止された。^⑮

続いて、一八〇四年二月一日には手工業の権限に関する命令が公布されて、物件的営業権に対する規制はバイエルン全土に拡大された。この命令においても、ミュンヘンの場合と同じように、物件的営業権の譲渡には、当局の同意が必要とされ、譲渡者の譲渡後の生活能力、譲渡を受ける側の手工業者としての資格と財力という条件が付けられた。また譲渡価格については上限が設けられ、譲渡者がかつて譲渡を受けた際に支払った価格を越えてはならないとされた。^⑯ もちろん、ここでもこの制限された形以外には物件的営業権の移転は認められなかった。更にここでは物件的営業権の総数を抑え込む手立ても講じられた。どの官庁も今後新たに物件的営業権を承認することはあり得ないものとされ、物件性を証明できず根拠の疑わしい物件的営業権や実際に行使されなまま一定期間を過ぎた物件的営業権は今後すべて通常の個人的営業権として取り扱われることになった。^⑰

モンジュラ政府のこのような措置は物件的営業権の数をある程度減少させることに成功した。^⑱ しかし、期待されたよう

な利権消滅への流れは遂に生じなかった。むしろ、法的規制を加えられたことによって、物件的營業権は皮肉にもそれまで不明確であった法制上の地位を明確にして生き残り、長く政府関係者と世論を悩ませることになるのである。

(iii) バイエルンにおいても一八世紀以前には手工業の營業を認める権限は様々な所に分散していた。原則的に言えば手工業の認可権は下級裁判権の一部をなしており、都市では市当局が、農村では領邦君主直屬の下級裁判所や領主裁判所が營業認可を行うことになっていた。ただし、都市ではツンプトの力が強く、実質的な營業許可権をツンプトが握っている所もあった。またミュンヘンにはツンプトの閉鎖性に対抗するため政府が手工業者に宮廷の保護民として營業許可を与える制度も存在していた。領土が拡大すると、これに各地の独自の營業許可制度が加わった。^⑭

当然のことながら、こうした分散的な營業許可制度では所によって營業許可の取り扱いに差が出ることは避けられなかった。とりわけ、農村では領主裁判所が手数料を稼ぐために營業許可を乱発しているのに、都市ではツンプトが既存の親方の後継者以外の營業を閉め出そう努力を続けているという違いが大きかった。モンジュラ政府の中央集権主義の観点からすれば、ツンプトが新規營業を事実上左右していることも、所によって營業許可の取り扱いに著しい不均衡が見られることも共に好ましいことではなかった。

このような事態を解消するために、モンジュラ政府は營業認可権を國家の直屬官庁に集中しようとした。先ず、ミュンヘンの幾つかの職種について領邦管理府（國家の地方統治機関）による營業認可制が導入された。続いて一八〇五年三月一日には市当局が營業許可を与えることが禁止された。^⑮しかし、國家の營業認可制度が本格的な形を取るのは、一八〇六年一〇月に内務省が組織され、モンジュラが内務大臣を兼任するようになってからである。

内務省発足から二ヶ月余り経った一八〇七年一月五日政府は領主裁判所が營業許可を与えることを禁止する命令を出した。市当局による營業許可は既に禁止されていたから、この命令によって國家の直屬の役所以外は營業権賦与に關与できないことになった。それと同時に、これまではっきりしていなかった營業認可の手續きも定められた。それによれば、營

業許可の申請は地方裁判所（郡役所に相当）に提出され、地方裁判所は意見書を添えてそれらを領邦管理府（國家の地方統治機関）に送り、領邦管理府が営業権賦与についての最終的判斷を下すことになっていた。都市や領主裁判所管内の場合には、申請は市当局や領主裁判所に提出されたが、これらも意見書とともに地方裁判所に送られ、そこから更に領邦管理府に送付された。地方裁判所の管轄外にある一部の都市や領主裁判所は直接領邦管理府に書類を送った。^④

一八〇八年に入ると古い時代から引き継がれてきたそれまでの地方行政区画と領邦管理府は廃止され、それに代わって管区派遣長官（県知事に相当）を最高責任者とするフランス風の新しい一五の地方行政区画（後に九に再編）が設けられた。

この改正とともに営業許可の最終決定権は領邦管理府から管区派遣長官の役所に移管された。更に一八一一年一〇月二日には営業認可権は管区派遣長官の役所から地方裁判所（郡役所に相当）に、地方裁判所の管轄外にある主要都市の場合にはその都市を担当する内務監督官の役所に降ろされることになった。また翌年には地方裁判所と同等とされた第一級領主裁判所にも営業認可権が認められた。^⑤

このような目まぐるしい変化にもかかわらず、営業認可権は一八〇七年以降は基本的には國家の地方統治機構の枠内に留まり、統一的な基準で営業権が賦与されるようになった。しかし、その一方で、営業認可権を國家機構の中へ抱え込んだことは思わぬ副作用を引き起こした。営業認可に関する多数の書類によって中下級レヴェルの行政機構が圧迫されることになったのである。^⑥この状態はモンジュラ失脚後の一八一八年に営業認可権の一部が再び自治体に戻されるまで続くことになる。

モンジュラ政府は、一八世紀の領邦政府のツンプト監視対策を継承するとともに、上記のような措置を中心とする新しい対応策をも動員して近代國家と相容れないツンプトの在り方を徹底的に否定しようとした。その結果、各種の経済的特権、自律的な裁判権や警察権、新規参入者の認定権などそれまでツンプト制度を支えていた柱は次々に姿を消していった。しかし、ツンプト制度の支柱の中には、廃止するわけにも、簡単に代替物を作るわけにもいかず、政府が容易に手を付け

られないものも含まれていた。その中の最も重要なものが手工業者養成過程であった。これに対してはどのような対策が講じられたのであろうか。

手工業者の養成過程は親方に子供が徒弟として採用される所から始まる。親方への教授料や徒弟に対する待遇を取り決める徒弟契約は古くから親方と徒弟の保護者の間の私的契約とされており、モンジュラ政府もその内容に深く係わろうとはしなかった。ただし、徒弟期間については一八〇七年一月一日の命令によって一年半から三年の間に限定されることになった。また一八〇五年にはバイエルンにおいても一般兵役義務制が採用されており、これとの関連で一五歳を過ぎたからの徒弟採用も認められないことになった。なお徒弟の数に関する制限はバイエルンでは既に一八世紀後半に撤廃されていた。もちろん、モンジュラ政府にも徒弟数を制限する意志はなく、むしろ優秀な親方の許に徒弟が集まるのを奨励する姿勢を示した。各地で見られた親方の息子に対して徒弟期間を短縮する優遇措置も一八〇六年二月二七日には廃止となった。^②

徒弟期間が終わると、徒弟は職人となり、遍歴の旅に出る。その遍歴期間も一八〇七年一月一日の命令によって最高三年に限定された。職種によっては期間を一年半に短縮することも可能であった。それと同時に遍歴は親方になるための不可欠の条件とされ、親方の息子などに対して取られていた遍歴免除の措置は認められなくなった。また外国（ドイツ諸国も含む）への遍歴も特別の事情がない限り許されなくなった。遍歴中の職人の行動を統制するための措置も強化された。遍歴職人は一八世紀には身元証明と労働実績の記録のためにツンプトの発効する遍歴証明書を持ち歩いていたが、一八〇五年四月八日以降その遍歴証明書に当局者の署名が必要となった。更に一八〇八年三月一六日には遍歴証明書に代わる書類として当局が発行し管理する遍歴手帳が導入された。^③このように職人の行動に対する当局の監視は厳しくなったが、遍歴を認めている都合上、個別的事例を除いて手工業宿や職人組合が廃止されることはなかった。

遍歴を終えた職人はそれぞれが選んだ所で親方として定住する準備を始める。その際、場合によっては親方試験を受け

る前に一定期間ツンフトの指定する仕事場で働くことを要求されることがあった。こうした待機期間の制度も一八一〇年一二月二九日には廃止された。また職人が親方となるためには親方作品を制作し、親方試験に通らなければならないのが通例であったが、古くから多くのツンフトで一定の金額を支払えばこの親方試験を免除する制度が設けられていた。一八〇二年二月二六日の命令によってこのような親方試験の免除制度も廃止となり、親方作品を作成することが一般的な職種ではすべての親方候補者が親方作品によってその技量を証明しなければならなくなった。^⑧

以上のようにモンジュラ政府は徒弟から職人を経て親方に至る手工業者養成過程についてはその根幹に手を触れず、合理的な点だけを取り除くという対応を示した。手工業の伝統的な後継者養成過程はこれによってかえって形が整い、しかも国家の法令による裏付けを与えられることになった。ツンフトの全廃を選択できなかった以上、モンジュラ時代の営業制度の改革がこうした形でツンフトの機能の一部を温存することになるのは避けられなかったのである。

- ① モンジュラ時代のバイエルンについて vgl. Spindler, M., Hrsg., *Bayrische Geschichte in 19. und 20. Jahrhundert, 1800-1970*, München 1978, I. Teilband, S. 3-60.
- ② Spindler, a. a. O., S. 7, 2. Teilband, S. 782.
- ③ Popp, A., *Die Entstehung der Gewerbefreiheit in Bayern*, Leipzig 1928, S. 45.
- ④ Demel, W., *Der bayrische Staatsabsolutismus 1806/08-1817*, München 1983, S. 431 ff., Anegg, E., *Zur Gewerbestruktur und Gewerbepolitik Bayerns während der Regierung Mongelas*, Diss., München 1965, S. 92 ff. 一八世紀後半から一九世紀初めにかけてのバイエルンにおける営業制度に関する議論界の動向について vgl. Puschner, U., *Handwerk zwischen Tradition und Wandel. Das Münchener Handwerk an der Wende vom 18. zum 19. Jahrhundert*, Göttingen 1988, S. 185-197.
- ⑤ Anegg, a. a. O., S. 165 f.
- ⑥ Ebenda, S. 106.
- ⑦ Ebenda, S. 96 f.
- ⑧ Popp, a. a. O., S. 46, Anegg, a. a. O., S. 98.
- ⑨ Popp, a. a. O., S. 46 f., Anegg, a. a. O., S. 99 f.
- ⑩ Ebenda, S. 105 f., Puschner, a. a. O., S. 161 f.
- ⑪ Popp, a. a. O., S. 46 f., Anegg, a. a. O., S. 107.
- ⑫ Popp, a. a. O., S. 48, Anegg, a. a. O., S. 101. その他の命令について Popp, a. a. O., S. 47 ff., Anegg, a. a. O., S. 100-104.
- ⑬ Popp, a. a. O., S. 49, Anegg, a. a. O., S. 110.
- ⑭ Ebenda, S. 46, 112 ff. モンジュラ時代以前のツンフトの状況については vgl. auch Puschner, a. a. O., S. 117-128. その他 Demel, a. a. O., S. 415-426 における物件的営業権の問題を取り扱われている。

- ①⑨ Popp, a. a. O., S. 49, Anegg, a. a. O., S. 115 f.
 ①⑩ Popp, s. a. O., S. 49, Anegg, a. a. O., S. 116 f.
 ①⑪ Popp, a. a. O., S. 50, Anegg, a. a. O., S. 118 f.
 ①⑫ 例えは^{①⑬}モンテンでは一八〇七年には物件的營業權が營業權全体の七四・九%を占めていたが、一八一一年には六四・八%、一八一九年には五一・七%、一八二五年には四六・三%へと減少していった。
 Puschner, a. a. O., S. 144.
 ①⑭ Anegg, a. a. O., S. 132 ff., 147 ff.
 ①⑮ Popp, a. a. O., 51 f., Anegg, a. a. O., S. 136 f.

II

一八一七年二月皇太子ルートヴィヒらの画策によって長年バイエルの政治を動かしていたモンジュラ伯爵は失脚し、バイエルンにおける内政改革の時代は終了した。しかし、これは決してモンジュラの作り上げた近代国家を破壊して、身分制社会へ逆戻りすることを意味するものではなかった。モンジュラを追い落した皇太子ルートヴィヒのグループも、この政変に直ちに同調したポスト啓蒙主義の若い世代の官僚たちも近代国家体制に変更を加えるつもりはなく、近代国家体制を前提にした上で路線の修正を行おうとしたに過ぎなかった。この路線修正によって一八一八年五月には新しい自治体勅令と新しい憲法が生み出された^{①⑯}。

營業制度に関しても、基本的政策に変更はなく、ツンフトに対して国家機関による厳しい監視と規制を加えるというモンジュラ時代の政策が継承された。ただし、營業認可権の一部は国家の機関から自治体の手に戻されることになった。一八一八年の新しい自治体勅令はモンジュラ時代と比べれば自治体の権限を大幅に拡大しており、これに伴って都市型自治体においては自治体当局が再び營業の認可を行うことになったのである^{①⑰}。

- ①⑱ Popp, a. a. O., S. 52 f., Anegg, a. a. O., S. 138 f.
 ①⑲ Eichenda, S. 140 ff., *Dokumente zur Geschichte von Staat und Gesellschaft in Bayern*, hrsg. v. K. Bosl, Abteilung III, Bd. 5, S. 32.
 ①⑳ Anegg, a. a. O., S. 140, 141, 144.
 ㉑ Popp, a. a. O., S. 61, Anegg, a. a. O., S. 153 f.
 ㉒ Popp, a. a. O., S. 61 f., Anegg, a. a. O., S. 157 f.
 ㉓ Popp, a. a. O., S. 59, 62, Anegg, a. a. O., S. 159 f.

モンジュラ失脚後に生まれた営業制度のこのような状態は一八二五年まで続き、一八二五年になってようやく営業制度を統一的に規律する営業法が制定されることになった。そして、この一八二五年の営業法が一八六八年に本格的な営業の自由が導入されるまでバイエルンの営業制度の基本的枠組みを形作ることになるのである。それでは、この一八二五年の営業法はどのような経緯で成立し、どのような内容を持っていたのであろうか。続いて、この点を検討することにした。モンジュラ時代の一連の措置によってツンフトの特権は掘り崩されたが、営業制度のあるべき姿をめぐる議論はこれに終息したわけではなかった。政府部内ではなお営業の自由導入の是非について意見が分かれていたし、手工業者の間にも営業認可の緩やかな取り扱いや物件的営業権の規制に対する不満が蓄積していた。しかも、一八一八年の新しい憲法によって議会が設置されると、こうした手工業者の不満には政治的捌け口が用意されることになった。

一八一九年に第一回議会が開かれると、議会にはさっそく各地のツンフトから窮状を訴える数多くの請願書が寄せられた。また手工業者の不満を背景に下院議員の間からは包括的な営業法の制定を求める動きが起こった。もっとも、営業法の具体的な内容ということになると、議員の意見は一致しているとは言いが難かった。とりわけ議員の一部が物件的営業権に対する国家の規制を撤廃するよう要求したことに對しては、営業の自由に賛成する立場の議員から強い反発が起こった。結局、会期中には議論に決着が付かず、営業制度に関する問題はすべて委員会の審議に回されることになった。^③

第二回議会は三年後の一八二二年に開かれた。政府は未だ営業法の法案を用意していなかったが、議員の側から幾つかの営業法の草案が提出され、再び親ツンフト派と営業の自由派の論争となった。議論は今回も委員会への付託によって棚上げとなったが、今回は委員会によって完全な営業の自由は時期尚早であるという立場が表明された。また会期末には、政府も、営業法案を準備しているがまだ完成していないこと、経済的混乱を引き起こす恐れがあるので全面的な営業の自由の導入には慎重にならざるを得ないことを議会側に伝えた。^④

議員の改選を経て一八二五年に第三回議会が開催されると、政府はようやく包括的な営業法案を提出する運びとなった。

六月一五日に示された営業法案は、他の二つの法案、すなわち本籍地法、定住婚姻法の法案と一組になっていた(三法案ともライン左岸の領土は最初から対象外)。本籍地法はバイエルンの国民が必ず特定の自治体に本籍地を置くべきことを定めており、定住婚姻法は新しい自治体に本籍地を移したり、結婚したりする際の条件を定めていた。新しい本籍地の設定や結婚には土地所有、営業権の保持、給与などの定収入の確保が必要とされたが、このうち営業権については別途営業法によって規定するという形を取っていたのである。^⑤

これらの三つの法案は関係委員会での審議の後、七月八日にそれぞれ下院本会議で採択され、若干の手直しを経て九月一日には法律として公布された。ただし、営業法に関して言えば、これをそのまま法律として施行するのは難しかった。というのは、この法律は議会に提案された当初から骨格となる一般的規定しか含んでおらず、実際に適用する場合には必要な細目を欠いていたからである。議会内に手工業者寄りの議員が多いと見た政府が営業制度の基本原則だけを議会に確認させ、運用面での政府の裁量の余地を広げようとした結果であった。^⑥

自ら意図的に作り出した営業法のこの欠落部分を埋めるため、政府は一八二五年二月二八日に下級官庁への訓令という形で営業法実施のための施行細則を制定した。この施行細則は営業法の基本規定の枠内でできるだけ自由な営業活動を認めるという方針に従って作られていた。政府は現段階では営業の自由の導入を時期尚早と考えていたが、その一方でいずれ導入は避けられなくなると見ており、このような形で営業制度を完全な自由化の方向へ導くための主導権を確保しようとしたのである。^⑦

それでは、一八二五年の営業法とそれを補完する訓令^⑧によって具体的にはどのような営業制度が生まれたのであろうか。この営業制度の第一の柱は、商工業の営業には公的機関による認可が必要であり、営業の認可は商工業者の個人的能力に基づいて行われるという点が改めて確認されていることである。第二の柱は、旧来のツunftが解散され、営業協会と呼ばれる商工業者の団体が全国一律の基準に従って組織されたことである。

(i) 商工業の営業に当局の認可が必要であるというのは営業法の第一条に掲げられている大原則である。ただし、例外がないわけではなく、農村の亜麻織物、伝統的にツンフト外のものを見なされている職業や芸術活動などの場合には認可は不要であった。営業の認可は、これまでと同じように都市型自治体においては自治体当局が、農村においては地方裁判所（郡役所に相当）やそれに対応する第一級領主裁判所が与えることになっていた。これまで内務省が行っていた工場とビール醸造所の認可は引き続き特別扱いとされ、管区派遣長官（県知事に相当）が認可を担当した。^⑨

営業の認可は申請者の個人的能力を審査して与えられた。手工業者の場合には、営業能力は通常の徒弟修行を経ていること、職人として遍歴していること、能力試験を通過していることによって証明された。徒弟や職人に関しては一八二五年の営業制度においてもこれまでの規則がほぼ踏襲されている。ただし、徒弟の年齢や期間の制限はもはや見られず、職人の遍歴期間も一律に三年とされた。また徒弟の修業証書は当局によって発行されることになった。^⑩ 能力試験はこれまでの親方試験に代わるもので、徒弟修行の修了と三年間の遍歴が受験の条件であった。管区派遣長官の役所が試験を行う建築関係の親方の場合以外は、各地の営業協会に設けられた試験委員会がこの試験を担当した。試験委員会は監督当局から派遣される派遣員、営業協会の二人の会長、受験者が推薦する二人の専門家によって構成された。受験者は同じ職種ならどの地域の試験委員会を選ぼうと自由であった。^⑪

営業認可の審査は以上のような徒弟修行、遍歴、能力試験合格を証明する書類に基づいて行われるのが通則であったが、販路が限定されている職種については地域の事情が考慮される場合があった。また医療関係などの特殊な職種についてはより厳しい基準が適用された。その一方で親方の未亡人や遺児の営業継続に対しては引き続き配慮が行われた。^⑫

物件の営業権は営業権が当局によって個人に賦与されるという原則と大いに矛盾するものであったが、一八二五年の営業制度においてもなお存続を認められていた。ただし、物件の営業権の所有者も実際に営業を行う場合には個人的な営業認可を受けなければならなかったし、物件の営業権の所有者が自ら個人的資格を持たない場合には、資格のある者に仕事

表1 ネルトリンゲン営業協会 (1828年1月1日発足)

営業協会	所属職種	派遣員(参事会員)	会長
建築業者	左官 大工 煙突掃除人 指物師 ガラス加工業者 煉瓦製造業者 舗装業者	ヴォルフ(雑貨商)	ウンライン(指物師) ハイス(大工)
パン屋と製粉業者	パン屋 製粉業者	ライニケ(食料雑貨商)	バーダー(パン屋) ルター(パン屋)
醸造業者と宿屋	ビール醸造業者 宿屋 貸馬業者	ヴェンシュ(商人)	エルトマンスデルファー (宿屋) オスターターク (ビール醸造業者・宿屋)
金属加工業者	蹄鉄鍛冶屋 釘製造業者 錠前師 鎗製造業者 ナイフ製造業者 斧製造業者 工具製造業者 銅細工師 銃製造業者 研師	ポイエルレン(商人)	ミュラー(銅細工師) ミュラー(蹄鉄鍛冶屋)
皮なめし業者	白なめし業者 赤なめし業者 革紐製造業者	フリクヒンガー (薬剤師)	ケスラー ウルリヒ
商人身分	商人 小規模商人 レープターヘン製造 業者 菓子屋 縁飾製造業者 靴下製造業者 運送業者	ゼーニング(染色業者)	エブライン(商人) レーレン(レープターヘン 製造業者)
工芸的職種	薬剤師 外科医 床屋 印刷業者 製本業者 ペンキ屋 染色業者	ポイエルレン(商人)	ヴォルフ(薬剤師) カーデン(錫加工業者)

一九世紀前半のバイエルン王国における営業制度（谷口）

	罽製造業者 壺製造業者 時計製造業者 金細工師 バックル製造業者 針製造業者 鐘鋳造業者 プリキ加工業者 錫加工業者		
衣料製造業者	仕立屋 毛皮師 袋物製造業者 帽子製造業者 ボタン製造業者	ヴォルフ（雑貨商）	リュール（仕立屋） リパハー（毛皮師）
亜麻織物業者	亜麻織物業者 絨毯製造業者	ヴァインマン（商人）	シューブレン ヴェーパー
肉屋	肉屋	ライニケ（商人）	マルシュ エーレントライヒ
農業のための 職種	鞍師 車大工 樽屋 篩製造業者 鞆鞆細工師 刷毛製造業者 骨細工師 製陶業者 菜園業者	シュール（ツォイク製造業者）	シュトゥルム（鞍師） シュナイト（刷毛製造業者）
靴屋	靴屋 靴型製造業者	フリクヒンガー（薬剤師）	マンネス オスターマイヤー
ロープ製造業者、 穀物運搬業者、 石鹼製造業者	ロープ製造業者 穀物運搬業者 穀物仲買人 石鹼製造業者 澱粉製造業者	シュール（ツォイク製造業者）	ミュンツィンガー（ロープ製造業者） シュトラウス（穀物運搬業者）
羊毛加工業者	粗毛布製造業者 毛織物業者 毛織物裁断業者 ツォイク製造業者	ヴァインマン（商人）	ヴェルツ（粗毛布製造業者） ヴェルレ（粗毛布製造業者）

場の管理を請け負わせる必要があった。^⑬

(ii) 新しい営業制度の第二の柱はツンプフトに代わって営業協会と呼ばれる商工業者の団体が設けられたことである。営業協会はツンプフトと同じように会員への営業に関する知識の普及、新しい商工業者の育成、徒弟や職人に対する監督、共有財産の管理、窮乏した会員の援助に当たるとされた。営業協会は管区(県に相当)直属の第一級都市の場合には都市毎に、それ以外の所では地方裁判区(郡に相当)や領主裁判区毎に同じ職種の商工業者を集めて組織された。区域内で同じ職種の親方が一二人に満たない場合には類縁の職種が集まって一つの営業協会を形成することになっていた。^⑭

営業協会に対する当局の監視は厳しく、第一級都市の営業協会の場合には市当局の一員が、地方裁判区や領主裁判区の場合には地方裁判所(郡役所に相当)や領主裁判所の一員がそれぞれの職種の営業協会に派遣員として割り当てられ、直接営業協会の指導に当たった。派遣員は自らが監督している営業協会の会員になることはできなかった。派遣員の下で営業協会の実際の運営を行う者として二名の会長が会員の中から選挙によって選ばれた。会長の任期は二年で、再選可。毎年一人が改選となった。また必要な場合には特別の会計係を選出することも認められていた。^⑮

営業協会は毎年一回監督当局が定めた日に年次集会を開催した。集会には必ず派遣員が出席をしなければならなかった。会員も集会に参加し、終了時まで留まっていることが義務とされた。集会における会員の席次と発言順序は、以前のツンプフトへの、あるいは営業協会への加入順に決められていた。集会では前年度の新入会員についての報告、会計報告、会長選挙が行われ、協会の活動に係わるその他の事項も審議された。監督当局の承認を得た場合には臨時集会を開くことも可能であった。集会の決定は出席者の多数決によったが、完全な効力を持つには監督当局の承認が必要であった。^⑯

以上の概要から明らかかなように一八二五年の営業法とそれを実行に移すための訓令はそれまで様々の法令に散らばっていた営業制度に関する規則を一つに纏めた内容を持っていた。もちろん、ツンプフトを営業協会に置き換えるなどの変更も加えられているが、これも営業団体に対する当局の監視をより合理的に行うための措置に過ぎず、一八二五年の営業体制

は基本的にはモンジュラ時代以来の営業政策の延長線上にあったと言える。

こうしてバイエルンでは一八二五年に統一的な営業法に基づく営業制度が発足した。しかし、この体制は、統一的営業法によって新規参入者に対する審査が厳しくなり自分たちの権益が守られるのではないかと期待していた既存の手工業親方たちを満足させるものではなかった。このため、一八三〇年にフランスで七月革命が発生し、その余波がバイエルンにも及ぶと、営業法の修正が政治問題の一つとして浮上し、営業制度は手直しを余儀なくされることになった。最後にその経緯を簡単に述べておこう。

七月革命の影響によって一八三〇年の秋にはバイエルンにおいても騒乱が発生し、年末に行われた下院議員選挙では野党系議員が数多く当選した。このため、一八三一年の第五回議會はそれまでの議會とは大きく様変わりして荒れ模様となり、五月には下院での票決に敗れて内務大臣が辞任に追い込まれる事態も生じた。営業問題に関しても、今回の議會では下院の当該委員会が自らの立場を明確にし、営業法とそれを実施するための訓令の改正、自治体や営業団体の裁量権の拡大を要求するに至った。委員会のこのような動きを受けて、その後、上下両院の間で協議が行われ、両院は一致して営業の自由の方向へ傾斜した営業法の解釈を取り止め、訓令を全面的に改訂するよう政府に求めることになった。^⑩

一八三四年に開かれた次の第六回議會は、前回とほぼ同じ議員が議會を構成していたにもかかわらず、新しい内務大臣が議會との対立を回避する方針を取ったため、平穩の内に終了した。営業法と定住婚姻法に関しても、政府は議會の要求を容れて、営業認可や定住の条件を厳しくする修正案を議會に提出した。政府が修正案提出に踏み切った背景には、議會対策の他に、三法成立以後一〇年ほどの間に認可を受けた商工業者が三万六〇〇〇人余りも増加し、また自治体の救貧制度の出費も著しく増加していたという事情があった。^⑪

政府の修正案に対して自由派の中からは一八二五年の法律を堅持せよとの声も上がったが、政府案は若干の手直しを経て可決された。その結果、定住婚姻法については七月一日に新しい改訂版が公布された。しかし、営業法については国王

ルートヴィヒが改訂を許可しなかった。このため、一八二五年の営業法はそのままとされ、七月一日付けで実施のための訓令のみが廃止されることになった。ただし、これによって議会の決議が全面的に覆されたわけではなく、七月二三日には内務省が決議の趣旨に沿って営業法の新しい解釈を示し、今後はあらゆる場合に営業認可の前提条件の一つとして既存の親方の経済状態を考慮すべきことを関係当局に命令した^①。

このように、営業法自体は変更されなかったものの、一八三四年を境に認可当局は手工業の人員過剰を訴えて新規参入者を制限しようとする既存の親方の声に耳を傾げざるを得なくなり、営業権の賦与は以前に比べれば厳しい取り扱いを受けることになった。その後、バイエルンの営業制度は一九世紀半ばまでこの一八三四年の修正によって生み出された状態を保つ。

一九世紀半ば以降は本稿の対象外であるが、営業制度のその後の変化を付記しておこう。一八四八年に革命が勃発するとドイツ全体の動きに呼応してバイエルンでも自律的な手工業団体の再建を求める手工業者運動が展開された。しかし、フランクフルト国民議会は、全ドイツ営業条令の制定によってこの目的を実現しようとした手工業者の期待に答えることができなかった^②。革命が挫折した後、バイエルンの手工業者の不満は再び国内の議会に流れ込み、議会内では既存の手工業親方への配慮を求める声が更に強まった。また政府も政治的な不安定要因を除去するため議会の意向に応じて手工業者対策を強化する方針を固めた。一八五三年二月一七日ようやく政府部内で長い間検討されていた営業法運用のための新しい訓令が公布された^③。新しい訓令は既存の親方の生計の保全に関する詳しい規定を設けるなど手工業への新規参入を一段と難しくする内容となっていた。これ以後、一八六〇年代にドイツ全体が営業の自由への全面的な方向転換を行うまで、バイエルンでは一九世紀に入っても最も手工業親方になりにくい時代が続くのである。

① ヤンジニカラ失脚前後の政治動向について、vgl. Spindler, M,

1970, München 1978, I. Teilband, S. 59 f., 69 ff., 74-84.

Hrg., *Bayrische Geschichte im 19. und 20. Jahrhundert, 1800-*

② Engel, C. und W. Haus, Hrg., *Quellen zum modernen Gemein-*

- denerfassungsrecht in Deutschland*, Stuttgart 1975, S. 148.
- ③ Popp, A., *Die Entstehung der Gewerbefreiheit in Bayern*, Leipzig 1928, S. 69-74.
- ④ Ebenda, S. 74-78.
- ⑤ Ebenda, S. 78-86.
- ⑥ Ebenda, S. 86 f.
- ⑦ Ebenda, S. 88.
- ⑧ 一八二五年の營業法と訓令はホマンの著作に収録されているものを利用 (Ebenda, S. 142-180)。
- ⑨ Ebenda, S. 142, 144 f., 145, 169, 177.
- ⑩ Ebenda, S. 142, 148 ff.
- ⑪ Ebenda, S. 150, 174 f.
- ⑫ Ebenda, S. 142 f., 148, 151, 152 f.
- ⑬ Ebenda, S. 143, 153 f.
- ⑭ Ebenda, S. 144, 160. 營業協会は例えばネルトリンゲンにおいては表1のヤツに組織をなした。Voges, D.-H., *Handwerk, Handel und Gewerbe in Nördlingen gegen Ende der reichsstädtischen und zu Anfang der königlich-bayerischen Zeit*, in: *Wanderstab und Mei-*

- sterbrief. Rieser Handwerk im Wandel der Zeit 1700-1850*, Nördlingen 1986, S. 46 f.
- ⑮ Popp, a. a. O., S. 162 f.
- ⑯ Ebenda, S. 164 ff.
- ⑰ Ebenda, S. 92-95. 七月革命の影響と第五回議會の様子については vgl. auch Spindler, a. a. O., S. 149-157.
- ⑱ Popp, a. a. O., S. 95-99, 141. 新しい内務大臣エティンゲン・ヴァーレンタインの政治姿勢や議会对策については vgl. Spindler, a. a. O., S. 175 f., 186-189.
- ⑲ Popp, a. a. O., S. 99-103.
- ⑳ 一八四八年のドイツ全体の手工業者運動の様子については拙稿「一八四八年革命期の手工業者運動」同志社大学人文科学研究所編『社会科学』No. 38 四九〇-四九四頁参照。
- ㉑ 一八五三年の訓令の内容については Popp, a. a. O., S. 109-114 を見よ。その後一八六〇年代には營業の自由への転換が時代の流れとなり、バイエルンにおいても、一八六二年に規制を大幅に緩和した新しい訓令が公布された後、一八六八年には營業の自由を認める新しい營業法が制定されることになった。

Ⅲ

バイエルンの營業制度は一九世紀初めのモンジュラ改革によって大きく変容した。その後一八二五年には營業法が制定され、一八三四年になると營業法の取り扱いに若干の修正が施されたが、一九世紀半ばに至るまで当局が手工業者を統制下に置き、新規参入を左右するというモンジュラ改革時代の基本路線は変更されなかった。それでは、このような一九世紀前半の營業制度の下でバイエルンの手工業はどのような変化を遂げたのであろうか。続いて、この点を検討することに

表 2

	1810~11年			1847年		
	親 方	職 人	職人/親方	親 方	使用人	使用人/親方
パン屋	8,624人	2,667人	0.31	8,887人	6,335人	0.71
魚屋	1,154	141	0.12	1,574	448	0.28
菜園業者	809	193	0.24	1,997	927	0.46
菓子屋	163	27	0.17	811	649	0.80
レープターヘン 製造業者	348	104	0.30			
肉屋	7,208	1,927	0.27	8,880	5,447	0.61
帽子製造業者	696	291	0.42	619	676	1.09
仕立屋	18,351	4,448	0.24	17,366	12,054	0.69
縁飾製造業者	521	137	0.26	712	511	0.72
ボタン製造業者	168	43	0.26			
染色業者	929	256	0.28	1,095	879	0.80
ロープ製造業者	902	307	0.34	1,365	1,130	0.83
毛織物裁断業者	152	37	0.24	406	268	0.66
羊毛紡績業者	90	0		218	214	0.98
手袋製造業者	54	40	0.74	231	251	1.09
毛皮師	499	147	0.29	567	342	0.60
革紐製造業者	257	68	0.26	2,664	2,109	0.79
鞆師	1,353	304	0.22			
袋物製造業者	533	199	0.37	2,462	2,101	0.85
赤なめし業者	970	303	0.31			
白なめし業者	725	255	0.35			
樹皮なめし業者	609	275	0.45	25,019	18,978	0.76
靴屋	19,393	5,909	0.30			
靴修理業者	81	29	0.36			
ガラス加工業者	1,293	244	0.19	1,876	1,074	0.57
製陶業者	1,696	752	0.44	2,257	2,349	1.04
ペンキ屋	347	25	0.07	1,199	1,156	0.96
左官	3,542	10,604	2.99	3,982	24,936	6.26
石工	109	108	0.99	815	2,153	2.64
大工	3,147	9,574	3.04	2,655	19,884	7.49
ブリキ加工業者	258	102	0.40	745	776	1.04
金箔師	58	44	0.76	159	662	4.16
金細工師	438	186	0.42	573	476	0.83
バックル製造業者	256	70	0.27	470	493	1.05
蹄鉄鍛冶屋	8,292	2,730	0.33	10,610	9,330	0.88
武器鍛冶屋	97	122	1.26			
鍛造鍛冶屋	126	300	2.38			
銅細工師	657	696	1.06	386	412	1.07
針製造業者	489	285	0.58	520	382	0.73

一九世紀前半のバイエルン王国における営業制度（谷口）

鋸製造業者	191	16	0.08	4,203	4,608	1.10
鋸前師	2,352	743	0.32			
錐製造業者	53	32	0.60			
銃製造業者	190	71	0.37			
銃製造業者	72	25	0.35			
ナイフ製造業者	114	66	0.58			
鉄研師	157	25	0.16			
コンパス製造業者	129	27	0.21			
釘製造業者	1,010	760	0.75			
時計製造業者	737	147	0.20			
錫加工業者	241	59	0.24	425	287	0.68
樽屋	4,443	979	0.22	6,738	3,766	0.56
刷毛製造業者	117	39	0.33	495	245	0.49
轆轤細工師	1,261	206	0.16	2,306	1,387	0.60
櫛製造業者	220	78	0.35	521	484	0.93
指物師	4,684	1,658	0.35	7,880	7,408	0.94
車大工	3,789	830	0.22	5,668	3,356	0.59
床屋と外科医	1,958	649	0.33	2,508	1,272	0.51
製本業者	382	132	0.35	817	1,018	1.25
煙突掃除人	248	128	0.52	434	633	1.46
籠製造業者	254	8	0.03	1,753	401	0.23
石鹸製造業者	435	96	0.22	1,124	532	0.47
蠟燭製造業者	126	22	0.17			
皮剥業者	205	121	0.59	506	366	0.72
合計	109,682	51,351	0.47	137,264	143,689	1.05

したい。

出発点となる一九世紀初頭のバイエルンの手工業の状態を明らかにするためには、一八一〇年から一一年にかけて作成されたモンジュラ政府の産業統計を利用することができる。一方、一九世紀半ばの手工業の様子に関しては、一八四七年に行われた内務省統計局の統計調査が残されている。^①

これらの統計には商工業の職種が広く記載されており、どの職種を手工業として取り上げるかについては議論の余地があるが、ここでは二つの時期の比較可能性を念頭に置いて、両方の統計に共通して数値が現れる職種のうち四五の職種を手工業と見なすことにしたい。一八四七年の統計では、この四五の職種の親方の総数が「手工業及び主に地域的需要のため活動している営業」に分類されている職種の親方の総数の九一%を占めているので、手工業全体の動向をこれらの職種によって把握することに問題はないと思われる。

先ず一八一〇年から一一年にかけての状況を概

観してみよう(表2参照)。この時期にバイエルン王国では上記の四五の職種において一〇万九六八二人の親方と五万一三三一人の職人が働いていた。両者を合わせると一六万一〇三三人の手工業者となる。当時のバイエルン王国の人口は三三三万人、従ってこの四五の職種の手工業者が人口一〇〇〇〇人に占める割合(手工業者密度)は四八人、親方の場合(親方密度)は三三人となる。一方、親方一人当たりの職人の数を見ると、この時期にはまだ〇・四七人を数えるに過ぎない。

なお、モンジュラの統計では徒弟が把握されていないので、これらの数値には徒弟は含まれていない。最も近い一七九二年のバイエルンの手工業統計では徒弟が職人のおよそ二六%に相当する数を占めている。仮にこの比率が一八一〇年から一一年にも当てはまるとすれば、徒弟の数は一万三五〇人余りとなる。これを加えれば、手工業者密度は四八人から五二人に、親方一人当たりの使用人(職人と徒弟)の数は〇・四七人から〇・五九人に上昇する。

ちなみに、一八〇〇年前後のドイツ全体とバイエルンに関しては、カウフホルトによって次のような数値が算定されている。それによれば、ドイツ全体の手工業者密度は五六人、親方密度は三六人、親方一人当たりの使用人の数(経営規模)は〇・五四人となっており、バイエルンについては手工業者密度五九人、親方密度三七人、親方一人当たりの使用人の数は〇・六一人となっている^③。本稿が四五の職種を対象にしているに過ぎないことを考慮に入れば、バイエルンに関するこれらの数値は本稿の数字とほぼ重なっているものと見ることが出来る。またバイエルンとドイツ全体の数値を比較すれば、農業国という一般的イメージとは異なって、バイエルンが既にこの時期に全ドイツ水準の手工業者密度や経営規模に到達していたことを確認することができる。

次に四五の職種を食品、繊維、皮革、建築、金属、木材、その他の七つの部門に区分して見ることにしよう(その他は省略)。食品部門の職種の中ではパン屋(親方数八六二四人)と肉屋(七二〇八人)が極めて大きな比重を占めている。どちらの職種も親方のツunftへの加入率は極めて高い(パン屋九五%、肉屋九六%)。分布の中心はどちらも都市部(都市と市場町)にあるが、農村にも広がりを持っている(パン屋の親方の四七%、肉屋の親方の四〇%が農村に分布。なおこの時期には人口の

二九%が都市部に、七一%が農村に居住していた。これに対して、菓子屋はツンフト加入率が低く、都市への集中度が高いという特徴を示す。また菜園業者も都市への集中度が高い。^④

繊維部門の職種の中では仕立屋（一万八三二一人）が圧倒的な割合を占めている。この職種の親方も極めて高いツンフト加入率を示す（九九%）。しかし、地理的には都市部と農村に均等に分布している（仕立屋親方の六九%は農村に分布）。仕立屋と並んで、縁飾製造業、染色業でも親方のツンフト加入率は極めて高くなっている。また縁飾製造業者は都市への集中度も高い。なお本稿では取り上げなかったが、織物関係の職種は、都市部に集中するものと、農村に分布の中心があるものとに二極分解する傾向を示している。^⑤

皮革部門では靴屋の人数が他を圧倒している（一万九三九三人）。この職種でも親方のツンフト加入率は極めて高い（九九%）。しかし、仕立屋と同じように、地理的には都市部と農村への均等分布を示す（靴屋親方の六六%が農村に分布）。他に、皮なめし業系統の職種と、鞍師、革具師など革加工業系統の職種がかなりの人数を占める。どちらの系統も都市部に分布の中心があり、親方のツンフト加入率は極めて高い。^⑥

建築部門では左官（三五四二人）と大工（三一四七人）の人数が多い。この二つの職種は他の職種とは異なって伝統的に職人の数が親方の数を遙かに上回るという特徴を示す（左官の場合も大工の場合も、親方一人当たりの職人の数は既にこの時点でおよそ三人となっている）。どちらの職種においても親方のツンフト加入率は高い（左官八八%、大工九四%）。一方、地理的分布では均等分布、ないしは農村への傾斜が見られる（左官の親方の七〇%、大工の親方では七五%が農村に分布）。これに対して、建築部門の他の職種はむしろ都市部に分布の中心を持つ。またガラス加工业、製陶業では親方のツンフト加入率は極めて高い。^⑦

金属部門は多数の職種に細分化されている。その中で鉄加工関係の鍛冶屋の系統の職種と鋳前師の系統の職種が二大グループを形成している。人数の上では、とりわけ鍛冶屋系統の蹄鉄鍛冶屋の比重が大きい（八二九二人）。金属部門では大半の職種が都市部に分布の中心を持っているが、鍛冶屋系統の職種だけは例外的に農村への片寄りを示す（蹄鉄鍛冶屋の場

表3

部門	経営規模	
	1810~11年	1847年
	(職人/親方)	(使用人/親方)
食	0.28	0.62
織	0.25	0.72
皮	0.31	0.77
建	2.10	4.03
金	0.41	0.95
木	0.26	0.71
その他	0.33	0.58

合、親方の七八%が農村に分布)。また金属部門では全般的に親方のツンフト加入率が高くなっている。^⑤

木材部門では樽屋(四四四三人)、指物師(四六八四人)、車大工(三七八九人)の三つが人数の多い職種である。何れの職種においても親方のツンフト加入率は極めて高い(樽屋九六%、指物師九七%、車大工九八%)。地理的分布について見ると、とりわけ車大工が農村への片寄りを示す(樽屋親方は六六%、指物師親方は五九%が農村に分布。車大工の親方の場合は七三%が農村に分布)。木材部門では、他に轆轤細工、櫛製造業の親方のツンフト加入率が高い。^⑥

経営規模(ただし親方一人当たりの職人の数で代用)に関しては、建築部門が際立って高い数値を示す以外には、部門間に大きい格差は見られない(表3を見よ)。建築以外では金属部門の経営規模が幾分大きいと言えよう。建築部門の数値が高いのは、既に指摘したように大工(親方一人当たり三・〇四人の職人)と左官(二・九九人)が多数の職人を抱えていることによる。個々の職種では他に鍛造鍛冶屋(二・三八人)、武器鍛冶屋(一・二六人)、銅細工師(一・〇六人)、石工(〇・九九人)が比較的高い数値を示すが、部門全体や手工業全体の経営規模には影響を及ぼしていない。

なお、各部門の説明の際に親方の人数を表記した靴屋、仕立屋、パン屋、蹄鉄鍛冶屋、肉屋、指物師、樽屋、車大工、左官、大工の一〇の職種は一八一〇年から一一年の時点における一〇大職種を構成している。しかも、これらの職種の比重は非常に大きく、これらの職種の親方だけで、本稿で取り上げた四五の職種の親方の七四%を占めている。手工業親方の分布は、このように限られた数の主要な職種に片寄っているのである。

続いて、一八四七年の状況を見てみよう(表2参照)。手工業はモンジュラ統計が作成された後の四〇年ほどの間にどの

ような変化を蒙ったのであろうか。ただし、ナポレオン体制崩壊後バイエルン王国の国境は幾分移動している（ティロルとザルツブルクを放棄し、ヴェルツブルクとプアルツを獲得）、ここで指摘する変化は厳密な意味での比較を基礎にするものではないことを断っておかなければならない。

一八四七年の時点では本稿が対象にしている四五の職種において一三万七二六四人の親方と一四万三六八九人の使用者（職人と徒弟）が働いていた。両者を合わせると手工業者の数は二八万九五三人ということになる。一八四七年にはバイエルン王国は四五〇万人の人口を数えていたので、これらの四五の職種の手工業者密度は六二人、親方密度は三一人という計算になる。また親方一人当たりの使用者の数（経営規模）は、一・〇五人となる。これらの数値を一八一〇年から一一年の数値と比較すれば、親方の増加率は人口の増加率を幾分下回っており、手工業者密度の上昇は専ら人口増加の速度を上まわる使用者の増加によって引き起こされていること、使用者が増加した結果今や親方の数を越える使用者が手工業で働くようになっていくことが明らかとなる。

ところで、このように職人と徒弟が親方を遙かに上回る勢いで増加する現象はバイエルン特有のものではない。例えば、プロイセンの場合、一八一六年には手工業者密度三九人、親方密度二五人、経営規模〇・五六人であったものが、三〇年後の一八四六年には手工業者密度五二人、親方密度二八人、経営規模〇・八四人に変化している。親方密度が上昇している点はバイエルンと異なっているが、使用者はやはり親方を遙かに上回る速度で増加し、経営規模を引き上げている。またドイツ全体を見ても、一八〇〇年前後の手工業者密度五六人、親方密度三六人、経営規模〇・五四人から、一八四六年から四七年には手工業者密度六〇人、親方密度三二人、経営規模〇・八七人という数値に変化している。¹⁰ 職人と徒弟が親方よりも早い速度で増加し、経営規模が拡大することは一九世紀に入ってからのドイツ手工業の一般的趨勢と云うことができよう。

それでは、部門別に見た場合一八四七年の手工業はどのような様相を示すのであろうか。手工業者数が人口を上回る勢

表4

部門	親 方 数			
	1810~11年		1847年	
食 品	18,306人	16.7%	22,149人	16.1%
織 維	21,641	19.7	2,1781	15.9
皮 革	24,474	22.3	30,943	22.5
建 築	10,134	9.2	12,784	9.3
金 属	15,917	14.5	18,857	13.7
木 材	14,514	13.2	23,608	17.2
その他	3,482	3.2	7,069	5.1
合 計	109,682	100.0	137,264	100.0

いで増加していたにもかかわらず、モンジュラ統計の時代以後、それぞれの部門が手工業全体の中で占める割合には大きな変化は起こらなかった。四五の職種の親方の総数の中で、それぞれの部門の親方の合計が占める割合を見ると、織維部門が幾分縮小し、木材部門とその他の部門が幾分拡大していることが明らかになるが、それ以上の変動は生じていない(表4参照)。

では蹄鉄鍛冶屋(二万六一〇人)と錠前師(四二〇三人)、木材部門では樽屋(六七三八人)、指物師(七八八〇人)、車大工(五六六八人)の数が多かった。一九世紀前半の手工業に部門間の、あるいは個々の職種間の均衡を覆すような変化が見られないことはプロイセンについても確かめられている。^①

経営規模を見ても、部門間の関係に変化を齎らすような動きは生じていない(表3参照)。引き続き建築部門の経営規模のみが際立って大きく、他の部門の経営規模はおしなべて小さい。建築以外では一九世紀初めと同じように金属部門の経営規模が幾分大きくなっている。個々の職種に目を遣ると、大工(七・四九人)と左官(六・二六人)は別格として、金箔師(四・一六人)、石工(二・六四人)が急速に経営規模を拡大しているのが目立つ。また煙突掃除人(一・四六人)、製本業者(二・二五人)の経営規模も幾分大きくなっている。しかし、それ以外の職種では、親方一人に対して極めて限られた数の使用人という姿が維持されている。

それでは、親方のツunft加入率と地理的分布はどうであろうか。一八二五年以後バイエルンでは全国一律にすべての手工業親方が営業協会に加入することになっていたので、職種によるツunft加入率の違いはもはや問題にはならない。一方、一八四七年時点での職種の地理的分布については、一八一〇年から一一年と同じような形でこれを明らかにすることは難しい。しかし、地理的分布に大きな変化が起きていないことを推測する手がかりがないわけではない。

一八四七年の一〇大職種をバイエルン全体について見ると、モンジュラ統計の時期と殆ど変わりなく、①靴屋、②仕立屋、③蹄鉄鍛冶屋、④パン屋、⑤肉屋、⑥指物師、⑦樽屋、⑧車大工、⑨錠前師、⑩左官といった職種が顔を出す（なおこの時点でもこれらの職種の親方が四五の職種の親方の七二%を占めていた）。ところが、都市の一〇大職種はこれとは様子が幾分異なっている。例えば、ミュンヘンでは、①靴屋、②仕立屋、③指物師、④錠前師、⑤肉屋、⑥パン屋、⑦革具師、⑧菜園業者、⑨菓子屋、⑩ペンキ屋が一〇大職種となる¹⁰。両者を比べれば、菜園業者、菓子屋などは引き続き都市集中型、蹄鉄鍛冶屋、車大工などは相変わらず農村集中型であることを読み取ることができよう。

以上のように、統計数字から見る限り、バイエルンの手工業がモンジュラ改革以後の営業制度の下で経験した最も顕著な変化は、職人と徒弟の急増による経営規模の拡大ということになる。その他の点では、手工業の根幹に係わるような大きな変化は生じていない（ただし織物業は除く）。しかも、これはバイエルンに限られたことではない。同様のことは営業の自由を導入したプロイセンの手工業にも見られる。また職人と徒弟の急増によって経営規模の拡大が生じているという点に限って言えば、ドイツの手工業全体に關してもこれを確認することができる。バイエルンの営業制度はツunftを完全に解体せず、一八二五年以降はツunftを営業協会に衣替えして存続させた。また一八三四年には新規参入の条件も幾分厳しくなった。しかし、それにもかかわらず、バイエルンの営業制度は傘下の手工業を一九世紀前半の手工業全体の流れから懸け離れた方向には誘導しなかった。ここで確認したバイエルンの手工業の変化からはそのような結論を引き出すことができないのではなからうか。

- ① ヤンセン^註 Anegg, E., *Zur Gewerbestruktur und Gewerbe-politik Bayerns während der Regierung Montgelas*, Diss., München 1965, S. 185-203 に纏られた数字を利用した。また一八四七年の^註 Die Bevölkerung und die Gewerbe des Königreichs Bayern nach der Aufnahme vom Jahre 1801, die Gewerbe in Vergleichung mit deren Stande im Jahre 1847, hrsg. vom k. statistischen Bureau, München 1862, S. 18-31. の数字を利用した。数値はすべて表に纏められている。なお、ヤンセン統計においては食品部門のビール醸造業、火酒製造業、製粉業、繊維部門の各種織物業にもかなりの人数の手工業者が記録されているが、一八四七年の統計ではこれらの職種は何れも「工場」として処理されているので、本稿においてこれらを手工業とは加えなかった。
- ② Anegg, a. a. O., S. 38.
- ③ Kaunhold, K. H., Umfang und Gliederung des deutschen Handwerks um 1800, in: Abel, W., Hrsg., *Handwerksgeschichte in neuer Sicht*, Göttingen 1978, S. 37, 39.
- ④ Anegg, a. a. O., S. 10 f., 29, 185, 190.
- ⑤ Ebenda, S. 185 f., 190 f.
- ⑥ Ebenda, S. 186, 191.
- ⑦ Ebenda.

- ⑧ Ebenda, S. 187, 192.
- ⑨ Ebenda, S. 187 f., 192 f.
- ⑩ ヤンセンの数値は Schmolzer, G., *Zur Geschichte der deutschen Kleingewerbe im 19. Jahrhundert*, Halle 1870 (Nachdruck, Hildesheim 1975), S. 65, 71 の手工業者数に基いて。また一八四六年から四七年のヤンセン全体の数値は Aubin, H. und W. Zorn, Hrsg., *Handbuch der deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte*, Stuttgart 1971, Bd. 2, S. 322 の手工業者数による。また一八〇〇年前後の手工業者数はカウフホルトの前掲論文と同意では若干異なる。同書の手工業者数によって計算すると手工業者者密度五三人、親方密度三六人、経営規模〇・五人となる。
- ⑪ Kaunhold, K. H., Das preussische Handwerk in der Zeit der Frühindustrialisierung, in: Fischer, W., Hrsg., *Beiträge zu Wirtschaftswachstum und Wirtschaftsstruktur im 16. und 19. Jahrhundert*, Berlin 1971, S. 178. 三月前期のヤンセンの手工業に属する職種間の関係に大きな変化が見られることは既にヤンセンが指摘している。Schmolzer, a. a. O., S. 67, 80.
- ⑫ Die Bevölkerung und die Gewerbe des Königreichs Bayern, S. 32-45. の数値を利用。

おわりに

一九世紀初めにドイツ諸国はフランス革命の余波を受けて近代国家体制を整えた。その過程で各地の手工業者の同業組合が手にしていた特権や自己裁量権の大部分は消滅した。同業組合の「社団」としての命脈はこれによって尽きたと言つてよい。本稿において取り上げたバイエルン王国においても事情は異ならない。ここでもモンジュラ改革の中でツンフト

の既得権の多くは姿を消し、ツンプトは当局の厳しい監視下に置かれることになった。その後バイエルンでは一八二五年に営業法が制定されて、ツンプトは全国一律の営業協会に編成替えとなったが、当局が手工業者団体の活動を隅々まで監督するという状態は変わらなかった。

本稿では、このバイエルンを初めとする中部ドイツ、南ドイツの営業制度を差し当たりツンプト制度と営業の自由の「中間的形態」と表現した。しかし、ツンプトが形の上では残っているものの、その自律的活動は殆ど不可能となっているという点では、これら諸国の営業制度は伝統的なツンプト制度よりむしろ営業の自由に近いと見ることができているのだろうか。職人と徒弟の増加による経営規模の拡大という一九世紀前半の手工業を特徴づける動きが営業の自由を導入したプロイセンとバイエルンで共通に見られることもこれを裏付けているように思われる。営業の自由と当局の強い統制下にあるツンプト残存型の営業制度の落差は見かけほど大きくないのではなからうか。

（滋賀大学教育学部助教授）

A Study of 'the Secret Handbook of Pettifoggers'

—The Appearance of *Xiaocao yibi*—

by

FUMA Susumu

Since the late Ming period, a kind of convenient handbook, which not only carried examples of lawcase and special litigious terms, but also mentioned items important for those undertaking litigation, gained wide circulation in Chinese popular society. Works of this type, named 'Songshi miben' 訟師秘本 (the Secret handbook of pettifoggers) during the reign of Qianlong of the Qing Dynasty, were officially prohibited. The so called *Xiaocao yibi* 蕭曹遺筆 (The Posthumous Writings of *XiaoHe* 蕭何 and *Cao Shen* 曹參) probably first appeared around the Jiajing period, and achieved great influence until the early years of Wanli. Later, the extremely large number of law suits earned China the sobriquet of 'Litigious society'. Although many kinds of 'Songshi miben' which originated from *Xiao Cao yibi* were treated as banned books, their publication in large quantities continued into the late Qing. Since all these works were nothing but an adaptation of those which had appeared in the late Ming, the scene, as well as the image of pettifoggers, properly belonged to that of the Ming Dynasty. In this sense, the appearance of *XiaoCao yibi* is of great significance. However, it is inadvisable to take their substance too seriously as a record of historical fact.

Das Gewerbewesen im Königreich Bayern in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts

von

TANIGUCHI Kenji

In den ersten Jahrzehnten des 19. Jahrhunderts erlebte Deutschland tiefgreifenden Wandel, in dem moderner Staat und moderne Gesellschaft

entstanden und alte ständische Gesellschaft zurückgedrängt wurde. Wie in Preußen, wo alte politische und gesellschaftliche Ordnungen von den sogenannten Stein-Hardenbergschen Reformen verändert wurden, so auch in Bayern wurden neue Systeme von eine Reihe Reformen geschaffen, deren Triebkraft der leitende Minister M. von Montgelas war.

Während dieser Reformzeit wurde auch Gewerbewesen verändert. Die Einführung der völligen Gewerbefreiheit wurde zwar in Bayern, wie in vielen anderen Gebieten Deutschlands, nicht realisiert, aber die drückendste Fessel des Zunftwesens beseitigt und die Tätigkeit der Zünfte unter die strenge bürokratische Aufsicht gestellt. In Bayern 1825 wurden noch weitere Maßnahmen zu besserer Kontrolle der Zünfte ergriffen, nämlich alle Zünfte im rechtsrheinischen Bayern wurden durch das neue Gewerbegesetz als Gewerbevereine reorganisiert.

Dieser Aufsatz beschreibt die Grundzüge des bayerischen Gewerbewesens nach den Montgelas'schen Reformen und dem Gewerbegesetz von 1825 und versucht mit den statistischen Daten zu erklären, welchen Einfluß dieses bayerische Gewerbewesen auf die Entwicklung des Handwerks in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts ausübte.

Three Types of Foodriot in 18th Century China

by

HORICHI Akira

Many food riots broke out in 18th century China, particularly during the 1740's 1750's. These riots can be classified according to three types. First, riots aimed at compelling rich people to loan their grain. Since only when their demands were not satisfied did the rioters plunder grain owned by the rich, such riots can be considered as a violent version of ordinary dealings. Second, riots aimed at hindering grain movement from one area to another in order to prevent grain prices from rising. The third type consists of disturbances in which the rioters demanded that local officials sell public grain at a low price. The leaders of these riots tended to be local elites, whose status depended on the examination system, and scoundrels. Furthermore, there was no murder and no arson in the riots. To this extent, the rioters were not entirely undisciplined.